

金沢大学研究者行動規範

金沢大学は、大学憲章において定めるように、自らを「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」と位置づけ、真理の探究に関わる基礎研究から技術に直結する実践教育までの卓越した知の創造に努め、それらにより新たな学術分野を開拓し、技術移転や新産業の創出等を図ることで積極的に社会に貢献する。同時に、その構成員が学問の自由と健全な競争をもって主体的に研究を進める環境を整備する。また、本学研究者は、日本学術会議の「科学者の行動規範」が示すように、学問の自由は、社会からの信頼と負託を前提として存在することに鑑み、社会に対する説明責任を果たし、社会との健全な関係の構築と維持に自覚的に参画し、その行動を自ら厳正に律する。

このような理念と目標を実現するため、ここに金沢大学研究者行動規範を制定する。

(研究者の責任)

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を確保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続可能性に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

2 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(自己の研鑽)

3 研究者は自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断を示せるようにはじめに努力する。

(説明と公開)

4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を社会に公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を中立性・客観性をもって評価し、その結果をありのままに公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、常に誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、またそれらに加担しない。

(研究環境の整備)

6 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

8 研究者は、人を対象とする研究を行う場合には、対象者の人格、人権を尊重し福利に配慮し、研究を行う前に、対象者の同意を得る。実験動物などを用いる場合においても、生命への尊重の念を持ってこれを扱う。

(他者との関係)

9 研究者は、他者の成果に対して批判的精神を持って評価すると同時に、自らの研究とその営みに対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で他者と意見を交えるとともに、他者の名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

10 研究者は、研究・教育・学会活動等において、人種、性、地位、思想信条、宗教、障害、家族状況などによって個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

11 研究者は、自らの研究、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

本学は、この行動規範の周知徹底を図るとともに、本規範を遵守する上で必要な環境や規程等の整備を行う。また、常に時代や社会からの要請等に応えるため、本規範の見直しを行う。

平成20年1月22日制定